

ご利用者各位

株式会社神戸レンタル
代表取締役 増本有宏
(本社住所) 兵庫県西宮市高木東町11番38号
(電話) 0798-65-8828

「一部福祉用具に係る貸与と販売の選択制導入に際して」

拝啓 時下ますますご清祥のことと申し上げます。

平素は弊社ならびに担当営業に対しまして多大なご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、早速ではございますが、令和6年4月より介護保険改定が実施され、一部の福祉用具の貸与と販売の選択制が導入されました。これにより対象の福祉用具については、貸与か購入かをお選びいただくことができます。本制度概要を裏面にまとめておりますが、制度の適用に際しては市町村ごとに指針が異なるケースがあり、中には明確な指針がまだ出ていない自治体もございます。また、貸与か販売を選ぶメリット、デメリットもご利用者様ごとによって変わることが想定されます。そのため本件に関するご質問やお問い合わせについては、管轄しております弊社営業所又は各担当営業宛までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

今後もより良いサービスの提供を心がけ、地域の皆様に必要とされる事業所を目指し続ける所存でございます。引き続き、ご理解とご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

■本制度の対象となる福祉用具のカテゴリ

固定用スロープ
(敷居用ミニスロープ)



歩行器
(車輪がないタイプ)



歩行補助つえ
ロフトランド杖
(松葉杖を除く) 多点杖



以上